

静岡市雇用対策協定に基づく事業計画

令和8年度

静 岡 市

静岡労働局

目 次

第 1 趣旨	1
第 2 連携体制及び各分野の施策について	
1 市と労働局との連携体制の明確化等による雇用対策の推進	
（1）市と労働局との連携窓口等	2
（2）労働対策関連情報の提供等	2
（3）静岡市雇用対策協定に基づく運営協議会の設置	2
2 人材不足分野の人材確保支援	3
3 生活困窮者等の就労支援	
（1）静岡市ジョブサポートコーナー事業（一体的実施事業）	4
（2）生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）	4
（3）生活困窮者自立支援事業	5
（4）その他生活困窮者等への連携支援	5
4 若年者の就職促進、自立支援対策の推進	
（1）新卒者、既卒者の就職支援	6
（2）若年無業者・非正規労働者等の就労支援の推進	7
5 女性等の活躍推進、就職支援	
（1）女性等が活躍できる環境づくりの推進	8
（2）子育て女性等への就職支援	8
6 高年齢者の雇用対策の推進	
（1）高年齢者の就業希望の実現	10
7 障がい者の雇用対策の推進	
（1）障害者就職相談会・企業見学会の開催	11
（2）地域の障がい者就労支援の強化	11
（3）雇用・福祉等の連携による就労支援	11
8 外国人材の雇用対策	
（1）外国人住民の就労支援	13
9 働き方改革の推進	
（1）ワーク・ライフ・バランスの推進	14
（2）働きやすい職場環境の実現に向けた支援	14
第 3 協定に基づく取組に関する目標	15

第 1 趣旨

静岡市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、静岡市内における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和4年4月15日に「静岡市雇用対策に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結した。

市と労働局は協定書に基づき毎年事業計画を定め、その事業成果とそれに基づく翌年度の事業計画について「静岡市雇用対策協定運営協議会」において協議することとしている。

この事業計画は、令和7年度の事業成果に基づき、令和8年度における静岡市及び労働局の施策について取りまとめることにより、各施策に対する互いの理解を深め、もって静岡市内における雇用対策及び労働環境の改善を推進するものとする。

第2 連携体制及び各分野の施策について

1 市と労働局との連携体制の明確化等による雇用対策の推進

誰もがやりがいを持って安心して働くことができる雇用環境の整備や、求職者・事業主への各種支援や相談に対する対応が円滑かつ効果的に推進されるよう、連携体制の明確化、整備・拡充を図るものとする。

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては経済局、労働局においては職業安定部を雇用施策の連携窓口とし、就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制により施策を推進することとする。

(2) 労働対策関連情報の提供等

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、静岡市内の企業、自治体、経済団体及び教育関係機関との雇用問題に関する意見交換・情報交換を通じて、各機関相互の連携強化及び雇用対策への効果的かつ迅速な対応と、静岡市における雇用施策への反映を図るとともに、住居確保給付金、総合支援資金貸付、訓練・生活支援給付などの総合的な施策の周知について、ポスター、リーフレット、労働局ホームページの積極的な活用や、マスコミを通じた情報発信に取り組む。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報しずおか、市ホームページ等の広報媒体を活用するとともに、労働局のポスター、リーフレット等を庁舎等の市民の見やすい場所に掲出等し、市民への情報提供に取り組む。

(3) 静岡市雇用対策協定に基づく運営協議会の設置

市及び労働局は、協定書に基づく雇用対策を一体となって推進するに当たり、協定書第5条に規定する運営協議会において事業の進捗状況の把握と全体調整を行うものとする。

2 人材不足分野の人材確保支援

従前より人材不足が深刻であった医療・福祉、建設、警備、運輸等の分野については、重点的な人材確保が求められているところである。医療・福祉分野については、ニーズの多様化等を背景としてスタッフの確保が困難な状況にある中、国民が将来にわたりサービスを受けられるようにするため、また、建設、警備、運輸等の分野については、今後一層の増大が見込まれる需要に的確に対応するため、必要な人材を安定的に確保することが重要である。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■人材不足分野への人材供給を進めるため、その分野の就職相談会や、就労に役立つ知識や技術を習得するための支援等を、連携して行う。

静岡市が取り組む施策

■介護の仕事に就くために必要な初級レベルの知識や技能の習得を目指す「介護職員初任者研修課程」を修了できる講座を実施し、介護業界への就職希望者を支援するとともに、介護事業所等の人手不足解消を図る。

静岡労働局が取り組む施策

■ハローワーク静岡に人材確保対策コーナーを設置し、医療・福祉、建設、警備、運輸分野等の職種について、求人者・求職者の両面から人材確保支援を行う総合専門窓口として、一体的に運営する。

■ハローワーク静岡に令和7年度から設置している人手不足が深刻な企業が抱える課題解決に向けた人材マッチング企画部門のノウハウを活用し、潜在求職者の積極的な掘り起こしや求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施する。

■人材不足分野を希望する求職者を対象にした求人の提案や就職相談会等の実施による的確なマッチング支援を実施する。

■人材不足分野の業界の魅力や雇用環境の現状を伝える事業所見学会やセミナーを実施する。

3 生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中で悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護世帯数も高止まりの状況にあることから、市及び労働局が連携強化を図ることにより、就労・生活支援事業等の雇用施策を迅速かつ効果的な取組により推進し、一人でも多く就職へと結びつけ、自立した社会生活を実現する必要がある。

(1) 静岡市ジョブサポートコーナー事業（一体的実施事業：3区に設置）

市（区）と労働局（ハローワーク）は、市の就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、市が行う生活支援等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、生活保護受給者等、就労意欲がありながら生活困窮に陥っている者に対して、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■市は就労支援相談員が生活困窮者等に対する生活相談や関係機関とのトータルコーディネートを行う。労働局は市から就労支援の要請のあった者に対して、福祉事務所職員や関係機関と連携を図りつつ、職業相談・職業紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供のほか、個別求人開拓等の就労支援を行う。

支援対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等で各区福祉事務所等に相談に来た生活困窮者、自立相談支援機関の支援対象者のうち求職申込みがあった者

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）

市と労働局は、生活保護受給者のほか、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象として、事業目標や連携等に関する協定を締結し、生活保護受給者等の就職による経済的自立や住居確保給付金受給者等の早期再就職の実現を図るなど就労支援を実施する。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■各福祉事務所は、就労支援対象者の状況を総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行う。労働局は各福祉事務所から就労支援の要請があった者に対し、各福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、支援対象者ごとにそれぞれの希望条件に応じた求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制によるチーム支援や必要に応じた就労後のフォローアップ等の就労支援を行う。

支援対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等のうち、就労による自立の可能性が見込める者、自立相談支援機関の支援対象者のうち求職申込みがあった者

■事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の制度説明や就職後のハローワークからの雇用管理上必要な配慮に関する助言、事業所訪問等の支援策について説明し、求人開拓を行う。

(3) 生活困窮者自立支援事業

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行うため、市と労働局は連携して、生活保護受給者等に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象として、関係機関が連携し早期支援の強化や、就労による自立の支援を実施する。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■市は社会福祉法人静岡市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者に対して、経済的、精神的、健康上、家庭内の問題などの総合的な相談を受け、適切な支援機関へ誘導する。また、複合的な課題を抱える場合には支援に関する計画を策定し、各関係機関への相談支援、就労準備支援など、世帯の課題解決に向けた支援を行う。労働局は専門機関による就労支援が必要と判断された支援対象者に対し、静岡市ジョブサポートコーナー及びハローワークにおいて、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）活用などの就労支援を行う。

■市は住居を喪失した離職者等に対する就労・生活支援の相談や住居確保給付金の支給、受給者への求職支援を行う。

(4) その他生活困窮者等への連携支援

市と労働局は、前記各対策のほか、協議会の運営等、関係機関の連携、協力、調整等を通じて地域の支援体制の強化を図る。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■労働局は第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、調整会議（市、社会福祉協議会、JSC・HW）を定期開催することや静岡市ジョブサポートコーナー運営協議会を運営する。

静岡市が取り組む施策

■総合支援資金やくらしの資金、臨時特例つなぎ資金貸付に関する相談、支援誘導を実施する。

4 若年者の就職促進、自立支援対策の推進

静岡市の人口減少の要因の一つに若年者等の市外流出が挙げられており、市内での就職を促す様々な対策が実施されているところであるが、就職先として首都圏を中心とした企業等を選択することによる人口流出は依然として続いている傾向にある。市の産業を担う人材を確保するためには、市外に進学した本市出身者のＵターン率を高めるとともに、市内の大学に進学した学生の市内就職率、また就職後の職場定着率を高めることが重要である。

市と労働局は、新規学卒者等への企業情報の提供等による就職支援や職業意識形成や職場定着のための支援、また市内企業に対し正社員雇用の働きかけなどを関係機関と連携して実施するとともに、新規学卒者等以外の一般の若年求職者に対する企業情報の提供にも積極的に取り組む必要がある。

(1) 新卒者、既卒者の就職支援

市と労働局は連携して、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング、専門窓口の周知と活用促進などによる就職支援を図る。また、求職者に企業情報を提供する。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 高等学校卒業予定者を採用する予定のある企業と、高等学校担当教諭との情報交換会を実施する。
- 高校生の職業選択への幅広い視野を養い、職業意識の形成を図るため、高校生企業ガイダンスを実施する。
- 高校生や同窓生に向けた周知・活用促進を図るため、就職支援情報誌「静岡で働こう。」に、静岡新卒応援ハローワークの案内チラシを掲載する。

静岡市が取り組む施策

- 大学生の企業研究を促進し、市内企業への関心を高めるため、大学等における交流・マッチングイベントや市内企業へのインターンシップ等を実施する。
- 早期からのキャリアビジョン形成を促し、市内企業への関心を高めるため、職業人インタビュー、インターンシップ又は社会人講話を学校と連携して行う高校生キャリア形成支援事業を実施する。
- 市内企業の採用力を強化するため、インターンシップ受入れ環境の強化や、奨学金返還支援に対する助成などによる支援を実施する。

静岡労働局が取り組む施策

- 静岡新卒応援ハローワーク（静岡公共職業安定所内の学生就職支援窓口）において、就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談、職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、就職後の電話・メール等による定着支援（フォローアップ）など、担当者制により一人ひとりのニーズに応じた支援を図る。
- 若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」について、普及拡大・情報発信を強化することにより人材確保に課題を抱える中小・中堅企業等と新卒者等のマッチングを促進する。

(2) 若年無業者・非正規労働者等の就労支援の推進

市と労働局は連携して、若者を対象とした職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、正社員就職を希望する求職者、ニート等の若者のキャリア形成、正社員化、職業的自立を支援する。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■「静岡市子ども・若者支援地域協議会」において、無業者から就職を目指す若者や、ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者、またヤングケアラーをはじめ、家庭・経済的環境の問題等により特別な支援を必要とする若者に対して、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用、その他様々な分野の機関と連携し、総合的な支援の充実を図る。

■正社員就職を希望する求職者の就職が促進されるよう、支援を行う。

静岡市が取り組む施策

■静岡地域若者サポートステーションと連携し、就労に悩みを持つ若年者をはじめ、子供の就労に悩みを持つ家族等、若年者の就労問題等の関心を持つ者を対象に、就労支援セミナー、出張相談会及び臨床心理士等による心理カウンセリングを開催する。

静岡労働局が取り組む施策

■ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる就労支援、個別求人開拓、就職支援の実施などきめ細やかな個別支援を通じて若者の正社員就職の支援を実施する。

■トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金を活用できるように企業に対する制度の周知、利用の促進を図り、正社員化を推進する。

5 女性等の活躍推進、就職支援

継続的な職業キャリア形成支援や子育て中の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、また、女性をはじめ多様な人材が働きやすい就業形態の環境整備や能力開発に取り組む、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的機運を醸成することで、家庭や社会で子育てに取り組む環境を整え、子育て等を理由として離職することなく、女性が活躍できる環境につなげる。

(1) 女性等が活躍できる環境づくりの推進

市と労働局は、労働者が性別により差別されることのないよう、男女の実質的な機会の平等を担保するための積極的かつ自主的な取組について、情報提供を行う。

静岡市が取り組む施策

- 女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境づくり等に向けた取組を推進している企業を表彰することにより、働き方改革の推進を図る。
- 働き方改革に取り組む企業を好事例として情報発信することにより、取組の拡大に繋げる。
- 女性の仕事と家事の二重負担の解消に向けて、家庭における家事シェアリングが促進されるよう、講座を開催する。

静岡労働局が取り組む施策

- 育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、育児・介護休業法の周知・徹底を行う。

(2) 子育て女性等への就職支援

市と労働局は連携して、子育てをしながら就職を希望している女性等に対して、仕事と育児・介護の両立支援策や、求職者ニーズを踏まえたマッチング、求人の確保、関係機関と連携した情報の提供やセミナーの開催などの就職支援を実施する。また、ひとり親家庭への就職支援に取り組む。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 市の各区に設置されている子育て支援課は、ハローワークと連携し、ひとり親家庭等に対して以下の就業支援をする。
 - ・ひとり親家庭等の抱える就業等に関する問題への相談を実施するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供や求職者に対する施設の相互案内を行う。
 - ・事業主への求人開拓においてひとり親家庭の雇用機会を広げるため、特定求職者雇用開発助成金等の情報提供を行う。
 - ・ひとり親家庭への公的職業訓練やトライアル雇用助成金等の情報提供を図り常用雇用につなげる就業支援を行う。
 - ・ひとり親家庭などの家庭環境等に配慮した職業相談・紹介を実施する。
 - ・静岡市とハローワーク静岡（マザーズコーナー）が連携して、子育てに理解のある企業と子育て中の方が交流できる就職支援相談会等の新たな交流の機会を創出し、地域の子育て世帯の就職を支援する。

静岡市が取り組む施策

- ひとり親家庭を対象に、就職に有利となる資格取得のための訓練に対し、母子家庭等自立支援給付金を支給する。
- 就職に有利となる資格取得を目指すひとり親家庭のために、高等職業訓練促進資金の貸し付けを行う。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、労働者や企業が活用できる各種支援制度について、周知啓発を行う。

静岡労働局が取り組む施策

- 各種労働法の理解、保育所や子育て支援サービスに関すること等、就職活動に役立つ情報提供を行う。
- 就職活動の具体的なノウハウ等に係る各種セミナー等を実施するとともに、関係機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。
- 母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図る。
- 共働き・共育での推進、仕事と育児の両立支援のため、新たに創設された「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」について、積極的に周知を行う。

6 高齢者の雇用対策の推進

少子化・高齢化が急速に進行し、生産年齢人口の減少が進んでいる中で、働く意欲と能力を有する高齢者が、産業経済の支え手として活躍していける社会の実現が重要である。本市では、官民一体となり、誰もが70歳になっても現役を続けられる都市を目指している。

令和3年4月1日に、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢者雇用安定法」という。）が施行されたことから、65歳までの雇用確保はもとより、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進めることが必要である。

（1）高齢者の就業希望の実現

市と労働局は連携して、高齢者の長年の職業経験や高齢期における就業意欲等の多様化に対応した就労支援を実施する。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■公益社団法人静岡市シルバー人材センターは、高齢者雇用安定法に基づき、地域の高齢者の「働くこと」を通じた社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として、臨時的・短期的又は軽易な業務に係る就業の機会を確保し、会員の希望や能力に応じて提供するとともに、就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習会を行っており、市と労働局は、センターの活動を支援する。

静岡市が取り組む施策

- 静岡市内の働きたいミドル・シニアのための就労サポート窓口であるNEXTワークしずおかを運営する。
- 企業に対し、高齢者雇用に関する情報提供を行う。
- 定年前のミドル世代に対して、働き方やセカンドキャリアなどに関するセミナーを開催する。
- 働く意欲を持つミドル・シニア向けに、企業面談会を開催し、就労情報と雇用機会を提供する。

静岡労働局が取り組む施策

- 高齢者雇用安定法の周知・啓発を引き続き実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらに、企業の実情に応じた年齢にかかわらず働くことができる制度の導入促進など、70歳までの就業機会の確保措置実施に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。
- 高齢者の再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金を活用した支援を実施する。
- ハローワークの生涯現役支援窓口において高齢者に対する職業生活設計に係る相談、未経験の職種に就く不安を取り除くための職場体験・職場見学・各種セミナーの実施、静岡市が実施している生活支援施策等の紹介及び就業機会の提供を行う機関等の利用に関する相談・援助等を実施する。

7 障がい者の雇用対策の推進

障がい者の雇用機会の拡大に向けて、地域における雇用維持・拡大の要請、法定雇用率の達成指導、きめ細かな職業相談・職業紹介及び各種の雇用施策等を効果的に実施するとともに、職場定着への支援を行う。

(1) 障害者就職相談会・企業見学会の開催

障害者就職相談会を、ハローワークと市が共同で開催することにより、民間企業の参加を促進し、多様な求人の確保を図る。また、障がい者雇用をしている企業見学を実施し、雇用と就労のイメージを共有する。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ハローワークは、市と連携し、9月、2月に実施する就職相談会と障害者雇用セミナーを共同で開催する。

静岡労働局が取り組む施策

- ハローワークは障害者雇用率達成指導とあわせて就職相談会への参加勧奨を行う。
- 労働局は、障がい者の就労支援者や当事者に対し、障がい者雇用の現場を見学する企業見学会を開催する。

(2) 地域の障がい者就労支援の強化

市と労働局は連携して、障がい者の雇用を推進するため、事業主や一般市民の理解を高めるとともに、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発及び指導を行う。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 障がい者の雇用拡大を図るとともに、障がい者差別禁止及び合理的配慮の提供義務等について周知を行う。
- 市と労働局は、企業へのリーフレットの配布やホームページを活用し、障がい者就労を支援する。

静岡労働局が取り組む施策

- 障害者雇用率達成指導の厳正かつ計画的な訪問指導を実施する。
- 障がい者の能力に適した職務の選定や受け入れ体制の整備等について、継続的な助言及び支援を行い、障がい者の雇用拡大につなげる。
- 企業訪問や各種団体への説明会の開催により障がい者就労支援に関する制度を周知する。
- 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、精神障がい者や知的障がい者向けの求人開拓を実施する。

(3) 雇用・福祉等の連携による就労支援

市と労働局は、福祉から雇用への移行を一層推進するため、各主体との連携による的確な支援により就職の実現を目指す。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 「静岡市障害者自立支援協議会就労支援部会」において、障がい者の就職実現、福祉から雇用への移行について、地域の関係機関と連携を強化することにより総合的な支援の充実を図る。

- 市と労働局は、障がいの程度や適性に応じた就労に関する総合的な相談に応じるとともに、関係機関を含めた連携のもと、就労アセスメント手法等に関する情報の収集・提供等を行い、可能な範囲で障がい者の福祉から雇用への移行に資する情報を共有し、障がい者の民間企業等への就職と職場定着への支援を行う。

静岡労働局が取り組む施策

- 労働局は障がいの特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援を活用し、就労支援機関と連携して推進する。

8 外国人材の雇用対策

静岡市は、政令指定都市であり、静岡県の政治経済の中心となっており、国際貿易港の清水港があるなど、活発な経済活動が行われており、外国人住民も数多く暮らしている。また、大学や専門学校、日本語学校も数多く立地している。

日本の慣習や日本語に不慣れな外国人材のおかれた環境や日本語能力に配慮しつつ、生活環境を含む総合的な相談や就職支援を実施することにより、安心できる生活環境を整備していく必要がある。

(1) 外国人住民の就労支援

令和9年度から育成就労制度による新たな外国人材の受入れが予定されている。市と労働局は連携して、企業への外国人に関する労働条件の周知・啓発を行うなど、外国人材が安心して働くことができ、また、留学生が市内企業で就職しやすくなる環境整備に取り組んでいく。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 「静岡市外国人住民施策連絡会議」において、各種団体や関係機関等の参画を得て、各主体同士の情報共有を行う。

静岡市が取り組む施策

- 静岡市多文化共生総合相談センター（一元的相談窓口）に外国語相談員を配置するとともに、テレビ通訳も活用しながら外国人住民からの生活相談に対応する。

静岡労働局が取り組む施策

- 事業主に対する外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人材の雇用管理改善の促進及び雇用維持のための相談・支援等について積極的に実施する。
- ハローワーク及び静岡新卒応援ハローワークは企業・大学等関係機関と連携しながら、専門的・技術的分野の外国人材の就職促進を図る。
- ハローワークに通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、未就職外国人に対し職業相談、職業紹介を行い就職に向けた支援を実施する。また、コミュニケーション能力の向上等を目的とした外国人就労・定着支援研修を行うとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公的職業訓練等をあっせんする。

9 働き方改革の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児や介護との両立など働き手のニーズの多様化への対応などの課題がある中、生産性向上とともに、就業機会の拡大や、意欲・能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要である。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

市と労働局は、仕事とその他の生活を両立できるよう、育児休業・短時間勤務制度などを取得しやすい就業環境の整備を促進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的機運を醸成する。また、セミナー等の開催や、企業のワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組を促進するため、企業・団体への普及・拡大に向けた情報発信を行う。

静岡市が取り組む施策

- 女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境づくり等に向けた取組を推進している企業を表彰することにより、働き方改革の推進を図る。（再掲）
- 働き方改革に取り組む企業を好事例として情報発信することにより、取組の拡大に繋げる。（再掲）
- 女性の仕事と家事の二重負担の解消に向けて、家庭における家事シェアリングが促進されるよう、講座を開催する。（再掲）

静岡労働局が取り組む施策

- 育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、育児・介護休業法の周知・徹底を行う。（再掲）

(2) 働きやすい職場環境の実現に向けた支援

市と労働局は、多様な人材一人ひとりが能力を最大限発揮し、生産性を向上させるため、企業向けセミナーの開催などに取り組み、誰もが働きやすい職場環境の実現を目指す。

静岡市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するため、市と労働局は企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を実施する。

静岡市が取り組む施策

- 企業の管理職や従業員を対象に、女性の継続就労やスキルアップ等、女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境づくりを目的としたセミナー等を実施する。（再掲）

静岡労働局が取り組む施策

- 働き方改革関連法へ対応する企業への支援等として、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援する。

第3 協定に基づく取組に関する目標 【令和8年度目標】

市と労働局は、令和8年度の事業を推進し協定の目的を達成するため、各分野における取組目標を定めるものとする。

(注) (1)、(2)、(5) 及び (6) は、静岡公共職業安定所と清水公共職業安定所の合計数である。

(1) 静岡市ジョブサポートコーナー事業

- ・支援対象者数 580人
- ・就職率 70.6%

(2) 生活保護受給者等就業自立促進事業（ワークライフサポート事業）

- ・支援対象者数 580人（一体的実施事業分を含む）
- ・就職率 70.6%

(3) 新卒者、既卒者の就職支援

- ・正社員就職件数 764人

(4) 子育て女性等への就職支援

- ・マザーズハローワーク事業関係 重点支援対象者の就職率 97.4%

(5) 高年齢者の就業希望の実現

- ・高年齢者（65歳以上）の就職件数 915件

(6) 地域の障害者就労支援の強化

- ・障害者の就職件数 719件